

小田川合流点付替え事業掘削土対策検討会 公開規定

（目的）

第1条 本規定は、小田川合流点付替え事業掘削土対策検討会（以下「検討会」という。）規約第5条に規定する、公開方法を定めるものである。

（検討会の公開方法）

第2条 検討会の議事は、議題が審議される前段階（頭撮り）までを報道関係者に公開とし、その後の議事については、非公開とする。

2 検討会資料は原則公開とする。なお、委員から非公開を条件に提供された情報、関係者と調整中の事項等未成熟な情報、及び公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある資料については、当該資料の公開の可否について検討会で決定する。

3 検討会の議事概要は、事務局が取りまとめ、前項で公開することとした資料と合わせて、速やかに国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所WEBサイトにおいて公表する。なお、議事概要は、発言者の氏名及び前項で非公開と決定した資料に関する内容は除く。

（その他）

第3条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は、検討会で定める。

（附則）本規定は平成30年3月22日から施行する。